

<5日 芒種、10日入梅、16日 父の日、21日 夏至、23日 沖縄慰霊の日>

## 1. June ご案内・改正情報

① 今月から所得税および個人住民税の**定額減税が実施**されます。所得税は3万円、住民税は一人につき1万円の減税となります。**住民税の6月分は徴収せず(一部の人は徴収あり)**、「定額減税後の年税額」を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均した税額を徴収します。**所得税では賞与・給与において先に支払うものから計算**します。

★令和6年中の「主たる給与の収入金額が2,000万円を超えるため年末調整を受けないことになると見込まれる人」「令和6年分の所得税に係る合計所得金額が**1,805万円を超えるため定額減税の適用を受けないと見込まれる人**」も、**月次減税額の控除を受け**ます。

② 今月・来月は賞与支払の時期です。社会保険の「**賞与支払届**」提出します。不支給の場合には「賞与不支給報告」の提出が必要。また支給後に月末までに退職する場合(月末日を除く)には被保険者でなかったとして保険料を徴収いたしませんのでご注意ください。

③ 本年度の労働保険の年度更新期間は、**6月3日～7月10日まで**となっております。事務組合愛知中央SR経営労務センター加入の事業所様は、既に計算済みで納入通知書をご案内致しますが、**第1期の口座振替は6月27日**です。④社会保険の算定基礎届の提出期限も7月10日です。



## 2. 名言名句

今回はこれまで何度も掲載した事のある、個人的に大好きな句です

「人間万事塞翁が馬」

淮南子～人間訓

## 3. 法改正等ワンポイント

改正雇用保険法案が、5月10日に参議院において可決・成立

### 雇用保険法等の一部を改正する法律案の概要

#### 改正の趣旨

多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットの構築、「人への投資」の強化等のため、雇用保険の対象拡大、教育訓練やり・スキリング支援の充実、育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保等の措置を講ずる。

#### 改正の概要

##### 1. 雇用保険の適用拡大【雇用保険法、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律】

- 雇用保険の被保険者の要件のうち、週所定労働時間を「20時間以上」から「10時間以上」に変更し、適用対象を拡大する(※1)。
- ※1 これにより雇用保険の被保険者及び受給資格者となる者については、求職者支援制度の支援対象から除外しない。

##### 2. 教育訓練やり・スキリング支援の充実【雇用保険法、特別会計に関する法律】

- ① 自己都合で退職した者が、雇用の安定・就職の促進に必要な職業に関する教育訓練等を自ら受けた場合には、給付制限をせず、雇用保険の基本手当を受給できるようにする(※2)。
- ※2 自己都合で退職した者については、給付制限期間を原則2か月としているが、1か月に短縮する(通達)。
- ② 教育訓練給付金について、訓練効果を高めるためのインセンティブ強化のため、雇用保険から支給される給付率を受講費用の最大70%から80%に引き上げる(※3)。
- ※3 教育訓練受講による賃金増加や資格取得等を要件とした追加給付(10%)を新たに創設する(省令)。
- ③ 自発的な能力開発のため、被保険者が在職中に教育訓練のための休暇を取得した場合に、その期間中の生活を支えるため、基本手当に相当する新たな給付金を創設する。

##### 3. 育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保【雇用保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律】

- ① 育児休業給付の国庫負担の引下げの暫定措置(※4)を廃止する。
- ※4 本来は給付金の1/8だが、暫定措置で1/80とされている。
- ② 育児休業給付の保険料率を引き上げつつ(0.4%→0.5%)、保険財政の状況に応じて引き下げ(0.5%→0.4%)られるようにする(※5)。
- ※5 ①・②により、当面の保険料率は現行の0.4%に据え置きつつ、今後の保険財政の悪化に備えて、実際の料率は保険財政の状況に応じて弾力的に調整。

##### 4. その他雇用保険制度の見直し【雇用保険法】

- 教育訓練支援給付金の給付率の引下げ(基本手当の80%→60%)及びその暫定措置の令和8年度末までの継続、介護休業給付に係る国庫負担引下げ等の暫定措置の令和8年度末までの継続、就業促進手当の所要の見直し等を実施する。

等

#### 施行期日

令和7年4月1日(ただし、3①及び4の一部は公布日、2②は令和6年10月1日、2③は令和7年10月1日、1は令和10年10月1日)

① 令和10年10月1日から、「31日以上継続して雇用されることが見込まれ」かつ「1週間の所定労働時間が10時間以上」の労働者が雇用保険に加入することとなります。

②令和7年4月1日から、法改正により、要件を満たす公共職業訓練等を受ける受給資格者は給付制限なく基本手当を受給できるようになります。また通達の改正により、正当な理由のない自己都合退職者への基本手当の給付制限期間が1カ月に短縮されます。ただし、短期で入退社を繰り返すのを防止するため、5年間で3回以上正当な理由のない自己都合退職を行った人の給付制限期間は3カ月とされます。

③令和7年4月1日から、育児休業に関する2つの給付が創設されます。

出生後休業支援給付は、子の出生後間もない期間に両親がともに14日以上育児休業を取得した場合、休業開始前の賃金の13%が最大28日分、支給されます。

育児時短就業給付は、2歳未満の子の養育のため所定労働時間を短縮して短時間勤務を行う場合の賃金減額分の一部を補助するもので、短時間勤務を開始する前の賃金の約10%が支給されます。

※（労働者分保険料率）健康保険 50.1（愛知）／1000、49.9（東京）／1000  
介護保険 8／1000 厚生年金保険 91.5／1000 雇用保険 6／1000（建設業 7／1000）

岐阜城からの眺め

#### 4. 統計・情報

① 総務省は、5月5日の「こどもの日」にちなんで、2024年4月1日現在のこどもの数（15歳未満人口）の推計を発表した。それによると、こどもの数は1,401万人（対前年33万人減）で43年連続の減少。こどもの割合は11.3%（対前年比0.2%減）で50年連続の低下。都道府県別では、こどもの割合は沖縄県（16.1%）が最も高く、秋田県（9.1%）が最も低くなっている。



②タイガー魔法瓶は4月22日、「タイガー魔法瓶アルムナイネットワーク」を導入すると発表した。同社は2017年に、仕事と家庭の両立の観点から退職した社員のキャリア継続支援のため、「カムバック制度」を導入しており、今回、専用サイトを新設するとともに、対象をより緩和した。登録条件は、同社に1年以上在籍し、育児、介護、配偶者転勤、転職等の自己都合退職者で、短期的に再入社を検討していなくても登録可。アルムナイと中長期的に優良な関係を構築し、多様な人材の活躍による企業価値の向上を目指した環境整備を進める、としている。※アルムナイ (alumni) とは、英語で「卒業生」「同窓生」

③住宅等建設業のオープンハウス・アーキテクトは、「時差出勤制度」「朝活インセンティブ制度」を2024年2月から本格導入したと発表した。「時差出勤制度」は、前日までの申請・承認で、翌日の勤務開始時刻を「6時」から「8時30分」（部署により「10時」）まで30分単位で選択できる制度。開始・終了時刻を変動し、効率的な働き方を目指す。対象は正社員のみ、1日の所定労働時間（9時より18時まで）は変更しない。「朝活インセンティブ制度」は、時差出勤制度利用かつ9時前に勤務開始した場合、30分当たり300円の手当を支給。朝方勤務へシフトすることで、全体的な労働時間の短縮を目指す。建設業界の人材不足が深刻化する中、長時間労働の是正や多様な働き方への仕組み作りのため、としている。<https://oha.openhouse-group.com/workstyle-system2024/>

④ 厚生労働省は、65歳以上の高齢者が支払う介護保険料が、4月から全国平均で月6,225円になったと発表した。改定前の6,014円から211円上がり、介護保険制度が始まった2000年度（2,911円）の2.14倍となった。介護を必要とする高齢者の増加や介護報酬の引上げなどにより保険料の上昇が続いており、自治体全体の45.3%が保険料を引き上げ、17.5%は引き下げた。（5/14）

⑤ ほぼ全員を男性が占める総合職のみに、社宅として借りる賃貸住宅の家賃を補助する制度の利用を認めるのは男女差別だとして、ガラス大手 AGC の子会社の一般職の女性が損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁は5月13日、子会社に約378万円の支払いを命じた。性別によって取扱いに差を設ける直接的な男女差別には当たらないとしつつ、事実上男性にのみ適用される福利厚生が男女雇用機会均等法が禁じる「間接差別」に該当すると判断した。原告側や専門家は、間接差別を認定した判決は初めてとしている。

HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

今月から定額減税実施、果たして従業員の皆さんの実感・反応はいかに？賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和する為の減税ですが、（最終は年末で調整されるのに）給与作業担当者に負担がかかります。政府は、明細書に「定額減税分」と明記することを義務付けしました。「やっていますよ感」を強調したいと見られていますが、施策としては「その場しのぎ」と言わざるを得ません。一部の大企業とインバウンド関係は、円安の恩恵を受け好調ですが、やはり物価高、国民の負担増の感はまだまだ続きます。根本解決は、円の健全な為替状況ではないかと思えます。国力も落ちてきていると言われ、このままでは危ういと思うのですが・・・。

まだまだ、連日のようにTVでは、「今日の大谷」が続いています。ロサンゼルス市は5月17日を「大谷の日」に制定しました。アメリカ人でない日本人という事が快挙です！名古屋市は古くからロサンゼルス市と姉妹都市を結んでいます。同様に中日ドラゴンズからスーパースターが誕生し、そんな記念日ができるのと良いのかなぁ～と思えますが・・・せめて大活躍ニューヒーローが出てきて欲しい！（S）